

費用対効果など考えたと思われず、不必要的G P Sの契約をした。また物理的に利用不能な数量もありもはや意味不明。

G P Sを研究調査もせず契約し、運用の実態も把握せず、漫然と税金をつぎ込む実態を放置した関係職員、幹部職員に使ってしまった費用の弁済と、G P S 50台の解約を求める。なお解約金も弁済に含める。

(3) レンタサイクルの保守点検業務

いつ、どこで、誰が、何処を、点検したという記録がなく、実際点検したのかという疑惑すらある、報告書と請求書だけで会計処理することはあり得ない。記録管理がされていない中で定期点検の意味をなしていない。

点検業者に返済を求める。またそれができなければ、確認もせず（安全管理上大問題）支払いに応じた関係職員は職務怠慢に当たり、相当分の弁済を求める。一般的な商慣習を逸脱しており、正当な業者に変更すべきである。

(4) 成果なき？キャンペーン

昨年のキャンペーンの結果を検証してないのは職務懈怠、検証せず効果ゼロの同様のキャンペーンを今年度も実施するのは不当。コース設定すら業者が責任をもって設定したのかも疑わしい。キャンペーンの景品の数量が不明、財産の管理を怠る事実があり、職務懈怠にあたる。

残数を確認し報告及び昨年のキャンペーンの具体的な成果の報告を求める。今年度も同様なキャンペーンを承認した役職者は職務怠慢にあたり、同じことを繰り返す蓋然性が高い今年度のキャンペーンの取りやめることを求める。

(5) 業務運営委託の不適正

見積の設計額算定が不当で、見積設計の体をなしていない。各委託運営先がほぼ同値の額に収まっている。各運営先は100%出資、運営費とも伊達市が負担し、元市職員が運営している。これはなれ合いによる「不当利益な供与」と言える。各運営先は設計算定項目に示されたことを、ほぼ実施していない。業務運営委託先が契約内容を守らず、伊達市は運営委託費を全額支払っている。

入札の見積計算の算定が不適切の上、契約内容を守らないので支払い分の相当額は返還させるべきである。

2 法第242条の要件に係る判断

法第242条第1項に基づく住民監査請求は、地方公共団体の長又は職員等による違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は